

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことに、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

平成31年4月22日

西宮市文化財審議会

委員長 山中浩之

記

- 1 名称 平成31年度第1回西宮市文化財審議会（第23期第2回）
- 2 日時 平成31年4月22日（月） 午前10時から午前11時55分まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席6名／定数6名）
 - 委員長 山中浩之
 - 副委員長 林 進
 - 委員 寺沢知子
 - 委員 森 隆男
 - 委員 黒田龍二
 - 委員 浅見佳世

事務局

社会教育部	文化財課長		合田茂伸
社会教育部	文化財課	係長	俵谷和子
社会教育部	文化財課	学芸員	森下真企
社会教育部	文化財課	学芸員	山田暁
社会教育部	文化財課	学芸員	笠井今日子
社会教育部	文化財課	学芸員	瀬尾晶太
社会教育部	文化財課	学芸員	東原直明
社会教育部	文化財課	学芸員	中谷真悠香

- 5 会議の傍聴者

なし

- 6 会議録

（別紙のとおり）

- 7 公開及び非公開の別

西宮市情報公開条例第6条（5）に基づき、部分公開とする。

(別紙)

会議録

委員長

平成31年度第1回西宮市文化財審議会（以下、審議会）を開会する。出席者について確認されたい。

事務局

委員は6人出席で、審議会は成立する。傍聴者は0人である。

事務局

議事に入る前に、議案の順番の入替えについて提案したい。議題（1）、（2）、（4）、追加資料による報告、（3）、（5）の順番で進行していただきたいが、いかがか。

委員

（異議なし）

委員長

議事に入る。事務局より、議題（1）平成31年度文化財保護関係事業等について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、平成31年度文化財保護関係事業等について報告した。）

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

西宮神社大練塀の保存修理事業は、具体的にどのような内容か。

事務局

事業の詳細は未定であるが、部分的な解体を伴う修理になると、文化財建造物保存技術協会から聞いている。今年度は試験施工に着手する予定である。

委員

当該文化財の傷みは、かなり進んでいるのか。

事務局

傷みが激しい部分だと塀の厚みが数十センチもない状況である。昨年、委員にも現地を視察していただいたところだが、その後も進行している。この度ようやく兵庫県で予算化でき、保存修理事業に着手できる見通しとなった。

事務局としては、練塀という建造物の性質上、大規模な修理を実施した後、次の修理まで放置するのではなく、維持のための一定の措置を講じるべきであると考え。例えば土を足す、表面を均すといった所有者による維持の措置を行いながら、それでは足りない部分を保存修理事業で補うという長期の計画も立てていきたい。

委員

土塀は修理を重ねることで確実に失われていく。減失を封じ込める方策がないか、検討しながら進めてほしい。西宮神社表大門は修理しないのか。

事務局

表大門は大きな損傷がないため、丹の塗替えのみ行う。

委員

剥落してきているということか。

事務局

そうだ。

委員

大きく触らないのであればよい。

委員長

他に質問等ないか。続いて、議題（２）西宮市指定重要有形文化財（建造物）及び天然記念物の保護について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、西宮市指定重要有形文化財（建造物）及び天然記念物の保護について報告した。）

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

委員

建造物と天然記念物との兼ね合いで、浅見委員とともに現地視察をした案件であるが、公智神社社叢の一部は崖の縁にあり、明らかに危険な状態である。その部分の安全をどのように確保するか、伐採や剪定など選択肢はあるだろうが、何らかの措置をしなければならない。人命にかかわることである。

さらに、樹木の剪定などをして、崖地はそのまま残る。残った崖面は雨により浸食され、剪定した後も危険な状態であり続けることになる。そこで考えなければならないのは、天然記念物の指定で何を保護しようとしているのかということである。社叢とは木なのか、地面なのか、地形なのか。自然の浸食により土砂が流出し危険な状態になった時、どのように考えるかを議論すべきである。土木建造物的な考え方であれば、地面を保護することになる。地面を保護することで木も保護するという考え方である。しかし、地面を保護するためには、自然の浸食を止めるための措置が必要になり、そこまですべきかという疑問もでてくる。難しい課題であるが、一時的な措置で問題を放置せず、指針を決めておくべきである。

委員

現地では、指定解除やむなしかとも思った。しかし、一度道路脇や民家の隣接地で指

定解除をしてしまうと、他に波及してしまう可能性があるため、それだけは何とか避けたいという見解である。

保護の対象について、地盤があつての社叢であるが、モルタルなどによる崖面の保護まですべきだとは思わない。自然の浸食ありきでの指定であると思う。また、剪定をするにしても、むき出しのまま放置するのではなく、切株から出る萌芽により、地面が雨滴にさらされることを防ぐこともできる。近年は民家が近い六甲山の山麓部などで、大きな木に育てるのではなく、下の方で伐って萌芽を出させ、低林の状態を維持する方法がとられている。公智神社社叢でも同様に、低林の状態を維持することは可能である。

なお、公智神社の北側の崖面については、市の管轄による道路の拡幅工事が大きな要因であると考えている。他の部署に指定文化財があることを周知し、工事を行う際には文化財課と協力するような体制にしていきたい。例えば、一方は伐採したい、一方は剪定する予算がないという課題があったとすると、協力することで樹林整備ができるような、連携の仕組みを作っていただきたいと思う。

委員長

両委員より、具体的な案を含めた意見を示していただいた。本審議会での意見を参考に事務局で検討した結果の報告を受け、方針を決めていくということによいか。

委員

先に質問がある。危険というのは、土砂崩れの危険か、倒木の危険か。具体的にどのような危険があるのか。

委員

両方である。崖の縁に生えている木が倒れる危険があるし、地盤が緩んでいけば崩れる危険もある。

委員

崖面の崩壊と倒木の両方が問題であれば、根を残して低木の状態を維持し、危険を排除することで、指定解除を免れるのではないか。

委員

倒れかかっている木があり、それについては伐採しようということになっている。

委員

それ程危険な状態であれば、ゆっくり検討する案件ではないと思うが。

委員

危険性の高い木は早急に対処することで意見が一致している。問題とするのは、長期的な保護の方針についてである。

委員

では、倒木の危険がある大木を伐採するための合意はできているということか。

委員

そうだ。

事務局

現地での検討等の結果を踏まえ、危険木は比較的早い時期に伐採、もしくは強剪定をすべきであると考えている。また、どのような状態であれば公智神社社叢が指定の要件を満たし続けることができるか、という点について、事務局としては種の維持が最低限度の条件であるとする。したがって、委員が紹介したような、民家の隣接地等の高木を剪定して、低木の状態を維持する方法については、指定の要件に合うのではないかと考える。

西宮市内の他の指定天然記念物も、民家や道路等社会的な公共施設に接している。それらについては、障害枝・障害樹が発生した場合、敷地境界を目安に強剪定することで、合意を得ることが多い。その際、根から掘り起こすのではなく、1メートル20センチから2メートル程度の幹を残して剪定することにより、そこからの萌芽で種を維持するという方法をとっている。西宮神社社叢、日野神社社叢、越木岩神社社叢については、一定の強剪定を施して樹木を短くした後は、社叢林の保存会が手の届く範囲で日常剪定を行い管理する、という方法で維持している。

公智神社社叢についても、委員が指摘する崖の危険への対応は別途検討し、樹木の管理は、巨木に成長する檜の木等を剪定して背の低い形で維持できないかと考えている。

委員

緊急の対応と長期的な保存という2つの考え方があり、緊急の対応についてはすでに進めているということで良いか。

事務局

そうせざるを得ないと考える。しかし、崖の問題は残っている。それをどう対処するかは難しい問題である。場合によっては土木の力を借りて、何らかの方法で崖面を固定することも考えなければならない。切り取ってしまうことはできないため、検討が必要である。

委員

委員の意見にあった道路の拡幅について、問題の道路は公智神社の北側を通っている道路だと思うが、その北面の森は本来公智神社社叢と一体のものではないのか。

事務局

ご指摘のとおり、道路の北側の森は公智神社社叢と一連のものである。公智神社社叢とその北側の森の間を弓型に湾曲して走っている道路は、かなり以前から存在する里道のようなもので、一部両側が高い崖になっている。委員が指摘されたのは、崖の崩落を留めるための土木措置として、公智神社社叢の南側に一部食い込む形で崖面を削った工事のことである。工事においては事前に文化財課に連絡があり、崖を削らなければ再び崩落するという説明があった。委員へも連絡したのだが、この場合は一般交通の用に供される道路に影響する崖であることから、視察は施工後になってしまった。

委員

北の森まで指定範囲を広げ、里道を含む形にしておけば、緊急の場合でも対応できるのではないかと。北側の森を指定範囲に含めるといった選択肢はないか。

委員

指定範囲の北側にとがった部分がある。この部分が高くなっているのだが、問題は形状にある。とがった形状が不安定にさせている。里道を埋めて崖をなくすのであれば状況が変わるが、指定範囲を広げても細い岬状の崖は残るのであり、土木的に擁壁などを作らなければ保護できない。

委員

そもそも、里道の南側だけが指定範囲であることに問題はないか。委員が指摘する崖の問題は解決できないが、本来は北側の森も含めて指定すべきではないか。

事務局

ご指摘のように、地形上からみても、北側の森は公智神社社叢と一体のものであると考えられる。しかし、里道の北側は公智神社が所有する土地ではない。指定時にはそのあたりが配慮されたのではないかと。現状で公智神社の背後にある森のみ、公智神社社叢として指定したと思われる。

副委員長

去年の台風の影響はないか。

事務局

公智神社神輿殿、社叢とも、台風による影響は見られない。

副委員長

茨城市・高槻市は、神社の巨木が倒木するなど、大変な被害があった。特に、杉の植林をした場所の被害が大きかったようだ。この場合、建物が社叢によって風害等から守られたとは考えられないか。

委員

大木は建物にとって危険物となっている。

委員長

危険木の伐採については、早期の対応をすべきである。高木の処理については、事務局で研究を進めてほしい。

委員

天然記念物全体の維持管理の方法を決めていくべきである。自然のままに置いておくのか、剪定しながら状態を保つのか。一木指定は剪定できないと思うが、全体の指針を考えながら、個別に解決していくのが一番だと思う。

委員長

続いて、議題（３）を最後に回し、議題（４）西宮市指定重要有形文化財（美術工芸

品)の保存修理について報告されたい。

事務局

(配布資料に基づき、西宮市指定重要有形文化財(美術工芸品)の保存修理について報告した。)

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

副委員長

「絹本着色四社明神画像」と「絹本着色虎関師錬画像」は、いずれも100年前頃の修理の傾向が現われている。具体的には、表具が硬く、宗教色の強い仏画のような形式をとるという特徴がある。対して今後の修理では、文化財的な価値にウェイトが置かれるようになる。絵と表具の関係が問題になるが、その点は所有者の意向も配慮しなければならない。所有者は寺院であるため、住職・檀家と市文化財課が協議しながら修理を進めていくことが重要だと考える。

文化財修理業者による調査も実施した。私が大和文華館に勤めていた時に、国宝2点、重要文化財2点、その他重要美術品の修理事業を行った業者である。丁寧な作業で、技術も円熟しているため、一度修理の設計をしてもらってはどうかと推薦した。

修理は、国の重要文化財の指定品の修理に準じて行う。この修理が、将来重要文化財に指定されるきっかけとなるよう、きちんとした修理計画を立てて進めていこうという方針である。現在の修理は、100年後までどのように保たせるかを考えて行うため、余分な手を加えない。一方、大正年間には手を加える修理が多かったのだが、今回調査した文化財は加筆等がやや少ない印象がある。ただし、いずれも絹本であるため、絹地が弱くなっている。また、「絹本着色四社明神画像」は、裏彩色という技法、絹地の裏側から彩色を施す技法が使われており、前回の修理の際の弱点になっている。これをどのように修理するかは、修理者の技量の問題になってくる。

なお、今回の調査で一番気になったのは、所有者の文化財に対する意識の問題である。現在、文化財を仮の紙箱に収納しているが、これは虫害やカビ害の温床になる。保存の方法については、文化財課からアドバイスをしてほしい。この度の修理が、住職・檀家の意識を変える契機になればよい。

委員長

副委員長より、西宮市指定重要有形文化財である絵画の保存修理についての方針を示していただいた。これについて質問等ないか。

続いて、追加資料による報告をされたい。

事務局

(追加資料に基づき、西宮市指定天然記念物の剪定作業の状況について報告した。)

委員長

市指定天然記念物である六湛寺町のクスノキの、枯れ枝等の剪定作業と先端部の腐敗治療について報告があった。以上の報告について、質問等ないか。

委員

「先端の腐っている部分を下から剪定する」とあるが、具体的にどの部分を剪定するのか。

事務局

具体的な剪定箇所については、決まっていない。今後、目視で決めていくことになる。現状で、樹勢が弱い部分になるかと思う。

委員

上の方の枝の下から、ということか。

事務局

そうだ。

なお、第二庁舎建設において矢板の打設が始まる前に、トレンチを入れ、根系調査を実施したが、予想されたより根の張りが弱かった。旧建物の外側、歩道・国道二号・市役所前線の方向に、若干張り出した根で保っているのではないかという感じである。これについては、樹木医とも意見が一致するところで、木の大きさの割に根の張りが弱いことが、枝の先端の枯れに繋がっているのではないかという所見を得た。クスノキの周りがアスファルトで固められていることもあり、活力がある状態ではない。したがって、施工については、樹木の近くは透水性の舗装とし、直近の部分は舗装せず雨水が浸透する状態とするよう、若干の設計変更を依頼し、許諾を得ている。

委員長

他に質問等ないか。

続いて、議題（３）西宮市指定文化財（有形民俗文化財）の候補物件について報告されたい。

事務局

（配布資料に基づき、西宮市指定文化財（有形民俗文化財）の候補物件について報告した。）

委員長

以上の報告につき、質問等ないか。

（以下、文化財指定に係る審議であるため、西宮市情報公開条例第6条（5）に基づき、非公開とする。）

議題は以上である。事務局より事務連絡等ないか。

事務局

次回委員会の開催日を決定したい。

事務局

7月29日（月曜日）の午後2時はいかがか。

委員

（異議なし）

委員長

他にないか。これで審議会を終了する。